

委託仕様書

1. 委託業務の名称

石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務

2. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 業務内容

受託者は、次の業務を実施すること。

(1) 石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務

ア 県が示すビジョン・プロジェクト素案の検討状況等を踏まえ、県広域データ連携基盤の要件（機能要件のほか、セキュリティや業務継続性の確保等の非機能要件を含む）を整理すること。

イ イニシャルコスト及びランニングコストの試算（オンプレミスで構築する場合と SaaS 利用の場合等、複数パターンを想定）すること。

ウ 県広域データ連携基盤の実現に向けた体制（パーソナルデータの流通、利活用を前提としたプライバシーポリシーなどのガバナンス設計を含む）案を策定すること。

エ 現状とありたい姿を整理し、そこに至るまでのアプローチ方法を検討のうえ、県広域データ連携基盤の構築に向けた、論点の洗い出しやロードマップ・来年度以降の計画案を策定すること。

(2) 報告書の作成

業務アの一連の調査検討を踏まえ、報告書を作成すること。

報告書には以下の項目に相当する内容を必ず含むこととし、その上で追加すべき項目がある場合は、積極的に提案すること。

- ・ 県広域データ連携基盤の要件
- ・ イニシャルコスト及びランニングコストの試算表
- ・ 実現に向けた推進体制案
- ・ 洗い出した論点と解決方針
- ・ 構築に係るロードマップ案と令和7年度までの計画案

(3) 上記ア～イに付随する業務

- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
- ・委託業務に係る打合せ

4. 成果品

本業務の成果物として以下を納品すること。

- ア 業務報告書
- イ 県広域データ連携基盤の要件
- ウ イニシャルコスト及びランニングコストの試算
- エ 推進体制案
- オ 洗い出した論点と解決方針
- カ 構築に係るロードマップ案と令和7年度までの計画案

5. その他

(1) 秘密の保持

- ア 本委託業務に関し、県に提出された提案書等は、本委託業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本委託業務に関し、受託者が県及び市町から受領又は閲覧した資料等は、提供者（県及び市町）の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 再委託の制限

受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

(3) その他

- ア 各事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上、決定すること。
- イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、県と協議すること。